

## 江南市審議会等の設置及び運営等に関する指針

(趣旨)

第1条 この指針は、江南市市民参加条例（平成25年条例第28号。以下「市民参加条例」という。）第2章第2節に規定する審議会等の運営等に関し、法令等に定めがあるときを除き、準拠すべき基本的事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 この指針において「審議会等」とは、市民参加条例第4条第1号に規定する「審議会等」をいう。ただし、次に掲げるものは除く。

- (1) 関係団体の連絡調整を主な目的とする協議会等
- (2) 特定のイベント、行事等の推進を目的とした実行委員会
- (3) その他この指針の対象とすることが不相当と認められるもの

(審議会等の設置)

第3条 審議会等の設置に当たっては、次に掲げる事項を遵守する。

- (1) 設置目的及び所掌事務を明確にし、他の手段等により代替可能かどうかを検討の上、必要最小限の設置に努めること。
- (2) 目的達成時期が明らかなものにあつては、廃止期日を定めること。

(審議会等の見直し)

第4条 既存の審議会等であつて、次のいずれかに該当するものについては、廃止し、又は統合を検討するものとする。

- (1) 設置目的が既に達成されているもの
- (2) 社会経済情勢や市民ニーズ等の変化により、著しく必要性が低下したもの
- (3) 他の手段等により代替可能なもの
- (4) 設置目的及び所掌事務が他の審議会等と類似し、又は重複しているもの

(委員の選任)

第5条 審議会等の委員の選任に当たっては、次に掲げる事項を遵守する。ただし、法令、その他の規程に定めがあるとき又は審議会等の性質に照らしやむを得ないときは、この限りでない。

- (1) 当該審議会等の設置目的を踏まえ、広く各界各層及び幅広い年齢層から適切な人材を選任すること。
- (2) 審議会等の設置目的及び所掌事項を考慮し、公募による委員の選任を積極的に行うこと。
- (3) 委員の女性割合は、こうなん男女共同参画プランに規定する「審議会等に

における女性委員の割合」を目標にすること。

(4) 同一の者を委員として選任することができる審議会等は、原則として5機関までとすること。

(5) 関係する団体から委員を選任する場合は、当該団体の代表等特定の者に限定せず、広くその構成員の中から推薦を受けること。

(6) 同一の審議会等における委員の在任期間は、原則として連続3期までとすること。

(分科会等)

第6条 審議事項等が多岐にわたるなど、十分な議論ができないと思われる場合、少人数で徹底した議論を行い、要点を十分に整理したうえで全体会議に諮る分科会、又は部会方式の活用を検討する。

(審議会等の会議及び会議録)

第7条 審議等の透明性の向上を図るため、原則として審議会等の会議は公開する。

2 審議会等の会議の傍聴に関して必要な事項は、会長等が会議に諮って定める。

3 審議会等の会議録の公表は、会議の開催の都度、速やかに行うものとする。ただし、審議会等の会議の議事の性質その他の理由によりこれにより難いと認められるときは、当該審議会等による審議が終了したときに行うことができる。

4 市民参加条例第9条第3項に定めるもののほか、会議録の作成に関して必要な事項は、会長等が会議に諮って定める。

(その他)

第8条 この指針の運用に当たって必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この指針は、平成26年4月1日から施行する。

2 第5条の規定は、この指針の施行の日以後に設置される審議会等について適用し、施行日前に設置されている審議会等については、当該審議会等の委員の施行日以後の最初の改選時から適用する。